

審査の結果の要旨

論文提出者：木全 晃

2003年2月17日に、木全晃君の博士号請求論文について論文発表会、ならびに本審査会を執り行った。この論文は、雇用労働者が通常勤務する当該オフィスから離れた場所で仕事を遂行するテレワークを論題としたもので、こうしたITを活用した新しいワークスタイルにより、女性や障害者をはじめとする人々の潜在労働力を掘り起こし、進みつつある少子高齢化社会における労働力人口の減少を補完しようという応用的価値の高い研究である。報告では、以下のような論文内容の説明があった。

まず、昨秋の予備審査での審査委員の指摘を踏まえ、16項目に及ぶ修正内容の列挙があり、主要点について十分な説明があった。また、本編の報告では、障害者や高齢者、育児・介護従事者といった多様な立場に置かれた人々の活用という雇用多様性の促進において、テレワークにその有効性がみられるとの仮説のもと、第1部では、こうした仮説 - 検証の枠組（命題、2前提、7仮説からなる）と定量調査、定性調査の方法論の提示があった。

さらに第2部では、民間企業への定量調査（サンプル民間企業529社）、定性調査（サンプル民間企業20社）から、各々、考察枠組に沿った仮説 - 検証結果が示された。在宅型テレワークでは雇用多様性がみられ、そこに雇用継続効果と雇用創出効果とが認められると報告されており、また、テレワーク実施企業でのIT化が活発であると同時に、対面コミュニケーションの比重が高いなど、情報化とテレワークにおいて新たな分析が統計的方法により示された。また自治体調査（サンプル地方自治体2団体）では、民間企業と同様の傾向に仮説 - 検証結果があるものの、現行法制度がテレワーク普及における制約要因となっているなど実体を踏まえた考察がみられた。このように第2部では、31にのぼる事実発見が一定の根拠のもとに提示された。さらに、育児に従事する女性や障害者等に関する現行雇用政策を潜在労働力率などの指標をもとに評価しており、非労働力化した就業希望者（潜在労働力）が数百万人規模でみられるとの具体的な指摘がみられた。

これらの事実発見や政策評価を総括する第3部では、テレワークが社会の雇用多様性を促進するうえで十分な効果を保持する点について、第1部で述べられた考察枠組に従って結論が示された。さらに、これまでの議論を踏まえた現行雇用政策の課題が指摘され、これを元に8つの政策が提言された。Eラーニングを用いた障害者の職業訓練プログラム、通勤困難者へ向けた大都市圏でのテレワークセンターの整備、民間企業等での育児休業制度と在宅勤務制度との併用の促進など実用性のある提案がみられた。このように、論文全体の構成は緻密に組み立てられており、論理的一貫性が十分に認められた。

これに対し、審査委員からは、「テレワークの適用対象として障害者を中心に論じているが、障害の種別を検討しているか」との質疑があり、これについて同君は、本編6章にて、身体障害者に肢体不自由者の占める割合が5割程度であることから、肢体不自由

者に対するテレワークの活用を示した旨、説明があり、幅広く統計データを拾っている点で評価された。

また、次のような質疑もみられた。「通常、テレワークの効果は業務の効率化などのメリットを前提として論じられているが、この点についてどのように捉えているか」。これに対し、同君はモバイル型テレワークについて効率化のメリットは一般化されており、政策がなくとも市場経済に任せておけばある程度の普及が見られるのに対し、定量調査からすると、在宅勤務は必ずしも生産性向上が非導入企業の間で認知されているとはいえないゆえ、雇用多様性促進効果を保持する在宅型テレワークについて生産性の向上を確実化させる方策が導入企業に必要であると同時に、政策により誘導すべきとの指摘があった。テレワークに関する一般論に終わらず、一步踏み込んだ調査・研究であることが認められた。

総じて、審査委員からは論文テーマの構成、調査および分析、提言を支持し、今後の同君の研究に期待するコメントがみられた。たとえば、「本論文の労働政策という視点からのテレワーク効果、メカニズムの分析に加え、これまで貴君が学会報告で蓄積した企業サイドからのアプローチとを、今後は架橋する研究を進めてほしい」と示唆があった。このような質疑応答のうえで、本審査委員の協議の結果、新規性、論理性、実用性において価値の高い内容である点で一致した。

よって本論文は博士（学術）の学位請求論文として合格と認められる。